# うなぎ稚魚待網漁業

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、愛知県漁業調整規則(令和2年11月20日県規則第71号。以下「規則」という。)第4条第1項第13号に規定するうなぎ稚魚漁業のうちうなぎ稚魚待網漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

- 1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数及びその他の制限措置
- (1)漁業種類

うなぎ稚魚待網漁業

(2) 許可をすべき漁業者の数

次の表の左欄の操業区域について、それぞれ同表の右欄の漁業者の数以内とする。

操業区域	漁業者の数
1 (3) ア	1人
1 (3) イ	2人
1 (3) ウ	2人
1 (3) エ	1人

### (3) 操業区域

操業区域は次のとおりとする。

ア 第1種共同漁業権漁場共第84号区域

矢作古川にあっては旧名鉄三河線矢作古川橋梁下流端から、矢崎川にあっては国 道247号線吉田橋下流端から下流の区域。

#### イ 矢作川

漁業権基標No.62-1から25°25′427メートルの点と336°09′707メートルの点とを結んだ線から上流の河川管理者が設置した4K0距離標の上流27メートルの地点(旧名鉄三河線通称中畑鉄橋)までの区域。

ウ 境川、逢妻川、五ヶ村川及び猿渡川

境川にあっては境川橋下流端から、逢妻川にあっては逢妻橋下流端及び市原橋下流端から、五ヶ村川にあっては緒川橋下流端から、猿渡川にあっては猿渡大橋下流端から下流の内水面の区域。ただし、港湾の利用及び工事等に支障がある場合には操業区域を限定し、その区域とする。

#### エー音羽川、白川

音羽川にあっては御所橋下流端から、白川にあっては引通橋下流端から下流の河川の区域とする。(豊橋市御津町御馬梅田12の7地先基標と豊橋市御津町新田新砂山5の1を結んだ線までの区域。)ただし、河川工事等に支障がある場合には操業区域を限定し、その区域とする。

#### (4) 漁業時期

次の表の左欄の操業区域について、それぞれ同表の右欄の漁業時期とする。

操業区域	漁業時期
1 (3) ア	12月21日から翌年3月26日まで
1 (3) イ、ウ及びエ	1月6日から3月26日まで

## (5)漁業を営む者の資格

次に該当する者とする。

- ア 県内に住所を有する者。
- イ 1 (3) アを操業区域とする場合にあっては、アに規定する者かつ当該漁業権者の 承諾を予め受けた者。

# 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年10月14日(火)午前8時45分から令和7年11月14日(金)午後5時30分まで

### 3 備考

- (1) この許可の有効期間は、令和7年12月1日(月)から令和8年11月30日(月) までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
  - ア 使用する漁具は待網に限る。なお、待網は、漁業従事者1人につき2統以内とし、 1袋両袖で、両袖網それぞれの先端から先端までの全長が8メートル以下でなければ ならない。また、袋網の長さは次の表の左欄の操業区域について、それぞれ同表の右 欄の長さを上限とする。

操業区域	袋網の長さ
1 (3) ア及びイ	20.0m
1 (3) ウ	18.5 m
1 (3) エ	15.5 m

- イ 待網を設置するときは、許可番号、待網設置者の住所及び氏名を記した縦20セン チメートル、横25センチメートルの大きさの標識を漁具に付けなければならない。
- ウ 待網は漁業時期終了後速やかに撤去しなければならない。
- エ 使用する船舶は、許可証に記載した船舶に限る。
- オ 採捕する者は、許可を受けた者及び許可証に記載した漁業従事者に限る。
- カ 許可を受けた者は、漁業従事者証を作成し、県の確認を受けなければならない。
- キ 採捕にあたって漁業従事者は、漁業従事者証を携帯しなければならない。また、漁業時期終了後は、速やかに当該漁業従事者証を許可を受けた者に返納しなければならない。
- ク 知事がうなぎ養殖業の池入数量の管理のために必要があるとして、漁業時期の短縮 を通知した場合には、採捕を停止しなければならない。

- ケーあゆが混獲された場合は、直ちにこれを放流しなければならない。
- コ 許可を受けた者は、漁獲量及び出荷先毎の出荷数量を月毎に翌月10日までに知事 に報告しなければならない。
- (3) 規則第11条第6項に規定するくじは、愛知県において行うものとする。

令和7年10月10日 愛知県知事 大村秀章